

わかやま木の家コンテスト2016～あなたが選ぶ紀州材の家～募集要領

第1 開催目的

紀州・木の国の大地に生まれ生産される紀州材は、古くから、目込みが良く、強度・耐久性に優れ、色合いや香りがよい良質な木材として評価されてきました。

わかやま木の家コンテスト2016は、紀州材の特性を活かした家を表彰することで、紀州材を使った住宅建築を促進し、紀州材の需要拡大による地域の森林・林業・木材産業の活性化を図ることを目的に開催するものです。

第2 応募資格者

応募する住宅建築に直接関係した和歌山県内の事業者（設計者、施工者など）とします。

ただし、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定。以下「措置要綱」という。）または和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成21年1月1日制定。以下「停止要領」という。）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者ではないこととします。

また、わかやま木の家コンテスト2016の実施期間中に、応募者が「措置要綱」または「停止要領」に規定する入札参加の停止の措置を受けた場合は、当該応募作品を審査対象から外すものとします。

第3 応募する住宅の条件等

応募する住宅については、以下のすべての条件を満たすこととします。

- ① 構造や内装などに和歌山県産木材「紀州材」を使用した新築住宅であること。なお、建築場所については、和歌山県内外を問いません。
- ② 応募する住宅については、平成25年4月1日から平成28年12月7日までに完成したもの、若しくは完成する予定のものであること。
- ③ 住宅の種類は、戸建て住宅、集合住宅、併用住宅、別荘など個人が居住することを目的としたものであること。ただし、公営住宅等の公共住宅やモデルハウスとして利用している住宅を除きます。
- ④ 過去に県が実施したわかやま木の家コンテストに応募した住宅でないこと。
- ⑤ 応募する住宅については、関係者の了解を得た上で応募したものであること。

第4 審査方法

審査の方法は、次のとおりとします。

① 1次審査（審査員審査）

9名の審査員による審査を行います。1次審査では、各応募作品について、「紀州材の魅力の発揮」、「木材の使い方の工夫」、「木材と他の建材が調和したデザイン」、「快適さなど住まい手に配慮した機能性や間取り」、「他の住宅への汎用性の高さ」の5項目に対し、審査員が評価します。

なお、1次審査の日程については、平成28年12月中旬を予定しています。

② 2次審査（事前投票・一般投票）

1次審査後、一般の方々に投票いただく2次審査を行います。

なお、2次審査の方法は、和歌山県農林水産部林業振興課ホームページに全ての応募作品画像を掲載し、閲覧された方々に自分が住んでみたいと思う作品に投票してもらう事前投票と、全ての応募作品を一堂に展示できる投票場所を県内各地に設け、来場された方々に自分が住んでみたいと思う作品に投票してもらう一般投票の2通りとします。

また、2次審査では、施工者等を表示した作品の概要（別記第2号様式）を併せて掲載します。2次審査の日程については、平成29年1月を予定しています。

1次審査の得点数と2次審査の得票数の合計により、最優秀賞1点（合計が1位の作品）、優秀賞2点（合計が2位、3位の作品）を決定します。

第5 1次審査の審査員

1次審査を行う9名の審査員は、以下のとおりとします。

- ① 一般社団法人和歌山県建築士会 会長
- ② 一般社団法人和歌山県建築士事務所協会 会長
- ③ 公益社団法人日本建築家協会近畿支部和歌山地域会 会長
- ④ 和歌山県森林組合連合会 専務理事
- ⑤ 和歌山県木材協同組合連合会 専務理事
- ⑥ 紀北流域林業活性化センター 会長
- ⑦ 紀中流域森林・林業活性化センター 会長
- ⑧ 紀南流域林業活性化センター（西地区） 会長
- ⑨ 紀南流域林業活性化センター（東地区） 会長

第6 応募書類等

必要な応募書類等は以下のとおりです。

① 1次審査（応募するとき）

- ・申込書（別記第1号様式） 1部（必須）
- ・応募作品データ及び写真データ保存した電子媒体（CD-R等） 1部（必須）
- ・A1サイズの応募作品 1部（県に印刷を依頼することもできます）

※A1サイズの応募作品1部については、県で印刷することもできます。ただし、印刷用紙の種類等は指定できません。想定されている色合い等から変わる可能性があることを予めご了承ください。

＜県が印刷の際使用する機種及び用紙＞

機 種 Canon imagePROGRAF iPF755

用 紙 コート紙

※電子媒体（CD-R等）に保存いただく応募作品データはPDFファイル形式（用紙設定A1）とし、写真データはJPGファイル形式としてください。

② 2次審査

- ・作品の概要（別記第2号様式） 1部（必須）
- ・A1サイズの応募作品 7部追加提出（県にコピーを依頼することもできます）

・応募者に関する広告資料 A4サイズ以内／100部程度（配布希望者のみ）

※2次審査に関する書類の提出期日は、1次審査後に別途連絡します。

※追加提出いただくA1サイズの応募作品7部については、県でコピーすることもできます。ただし、印刷用紙の種類等は指定できません。想定されている色合い等から変わる可能性があることを予めご了承ください。

＜県がコピーの際使用する機種及び用紙＞

機 種 Canon imagePROGRAF iPF755

用 紙 コート紙

※応募者に関する広告資料は、一般投票の際に、応募作品の前に設置させていただきます。設置を希望される方は、チラシ等をご提出ください。

第7 応募作品の仕様及び留意点

① 応募作品の仕様

・作品のサイズはA1サイズ(594mm×840mm)の縦使いとします。

② 留意点

・応募作品タイトル、応募作品の主旨説明文（設計・施工コンセプト）を記載してください。文字数、字体、文字サイズ、レイアウト等は自由です。

・完成時の外観写真及び完成時の内部写真を掲載してください。写真の枚数、サイズ、レイアウト等は自由です。

・間取り図を掲載して下さい。なお縮尺、レイアウト等は任意とします。

※ その他、審査項目に沿った作品の特徴説明（PRポイント）の記載、施工時の写真や立面図等の掲載については自由とします。

※ 応募は1応募者あたり1作品とし、同一住宅を重複して応募することは出来ません。

第8 応募期間

平成28年10月5日（水）～平成28年12月7日（水）

第9 表彰

表彰の対象となる各賞は次のとおりとし、県より表彰を行います。

① 最優秀賞 1作品（1次審査の得点数と2次審査の得票数の合計が1位の作品）

② 優秀賞 2作品（1次審査の得点数と2次審査の得票数の合計が2位、3位の作品）

第10 受賞作品の発表

平成29年3月に、受賞作品の発表を予定しています。

なお、和歌山県農林水産部林業振興課ホームページで受賞作品を紹介するほか、全ての応募作品について、後日製作する「木の家コンテスト作品集」に掲載する予定です。

第11 応募書類等の取り扱い

応募書類等の取扱については、次のとおりとします。

① 応募書類等のすべての権利は主催者に帰属するものとします。

- ② 主催者等が刊行物の発行及び公の事業等に使用する場合は、無償で提供することを承諾するものとします。
- ③ 応募書類等は、原則として返却しません。
- ④ 作品等について、第三者から異議申し立て、苦情などがあった場合、主催者は一切責任を負わず、費用負担などを含め応募者がすべて対処するものとします。

第12 主催者等

主催：和歌山県

協賛：紀北流域林業活性化センター、紀中流域森林・林業活性化センター
紀南流域林業活性化センター

第13 応募書類等の提出先

応募の際は、最寄りの振興局農林水産振興部林務課へ応募書類等を提出してください。

海草振興局 農林水産振興部 林務課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL：073-441-3366 FAX：073-441-3369

那賀振興局 農林水産振興部 林務課

〒649-6223 岩出市高塚209 TEL：0736-61-0015 FAX：0736-61-0016

伊都振興局 農林水産振興部 林務課

〒648-8541 橋本市市脇4-5-8 TEL：0736-33-4910 FAX：0736-33-4917

有田振興局 農林水産振興部 林務課

〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 TEL：0737-64-1263 FAX：0737-64-1264

日高振興局 農林水産振興部 林務課

〒644-0011 御坊市湯川町財部651 TEL：0738-24-2912 FAX：0738-24-2913

西牟婁振興局 農林水産振興部 林務課

〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 TEL：0739-26-7911 FAX：0739-26-7918

東牟婁振興局 農林水産振興部 林務課

〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8 TEL：0735-21-9612 FAX：0735-21-9641

【事務局】

和歌山県庁 農林水産部 森林・林業局 林業振興課 木材産業班

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 TEL：073-441-2964 FAX：073-433-1037